



<p>必要書類 (荷主様が日本国籍の方の場合)</p>	<p>【日本側】 ①パスポートコピー ②旅程表コピー ③VISA(チェコでの1年以上の期間のもの)コピー 【チェコ側】①パスポートコピー ②お勤め先レターヘッドによる雇用証明書 ③VISA(チェコでの1年以上の期間のもの)コピー ④賃貸契約書コピー(賃貸や購入等) ⑤通関委任状、輸入申請書(代理店よりご案内いたします) [Diplomatの場合]①公用パスポートコピー ②日本側発行の赴任証明レター ③通関書類原本3部(チェコ側お勤め先でご用意頂くものです) ④通関委任状 【その他】 ①海外引越輸送契約書 ②海外引越運送保険申込書</p> <p>*通関事情は突然変更となる場合があります。*</p>
<p>お運び出来ない品</p>	<p>貴重品(現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石類等) 動植物(土の付いた物)、土 危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等) 輸入禁止品、食料品、アルコール類</p>
<p>輸入禁止品 輸入規制品</p>	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む) 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・ガム・劇物 ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)、政治的煽動文書 ワシントン条約該当品目、古美術品 動植物(種子・剥製・卵等含む)・酒・アルコールスピリット・飲料・米・タバコ 食料品、乳製品など ※酒、ワイン、リキュール、ビールなどのアルコールは高額課税対象となります。 ※酒類、食品類があると、全て検査対象となり通関に時間が掛かってしまいます。</p>
<p>ご注意</p>	<p>※貴重品(貨幣、有価証券、通帳、貴金属、宝石等)は携帯手荷物としてお持ちください。 ※新品の品物は全て課税対象となります。 ※関税・保管料については、現地にてお客様にてご決済頂きます。</p>
<p>お預かりについて</p>	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、 内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けますようお願い致します。 家電製品のメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要な場合は、弊社スタッフにて対応させていただきます。</p>
<p>船積みについて</p>	<p>書類が揃い次第船積みさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、 書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
<p>現地通関について</p>	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。 (現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。)</p>
<p>その他</p>	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
お気軽に下記フリーダイヤルか
メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

